

改正案	現行
<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一～二十二（略）</p> <p>二十三 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人（ロに該当するものとして届出を行った法人にあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づきこれらに類する者をいう。以下この号及び次号において同じ。）として取引を行う場合に限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 当該法人が資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社（以下この号及び第二十三条第七号において「特定目的会社」という。）であつて、当該特定目的会社が提出し</p>	<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一～二十二（略）</p> <p>二十三 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人（ロに該当するものとして届出を行った法人にあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づきこれらに類する者をいう。以下この号及び次号において同じ。）として取引を行う場合に限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>（新設）</p>

た資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画（当該資産流動化計画の変更に係る資産流動化法第九条の規定による届出が行われた場合には、当該変更後の資産流動化計画）における資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産に有価証券が含まれ、かつ、当該有価証券の価額が十億円以上であること。

二十四～二十六（略）

2（略）

3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十六号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この条において「届出者」という。）は、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面により、当該届出を行おうとする日の属する年の一月一日から一月を経過する日まで、四月一日から一月を経過する日まで、七月一日から一月を経過する日まで又は十月一日から一月を経過する日までの間に、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二（略）

三 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者に係る届出者 次  
に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 代表者の役職名及び氏名（第一項第二十三号に掲げる者に係る届出者に限る。）

ハ 本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所

二十四～二十六（略）

2（略）

3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十六号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この条において「届出者」という。）は、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面により、当該届出を行おうとする日の属する年の一月一日から一月を経過する日まで、四月一日から一月を経過する日まで、七月一日から一月を経過する日まで又は十月一日から一月を経過する日までの間に、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二（略）

三 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者に係る届出者

イ 商号、名称又は氏名

ロ 代表者の役職名及び氏名（第一項第二十三号に掲げる者に係る届出者に限る。）

ハ 本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所

ニ 第十一項に規定する代理する権限を有する者の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所（非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下この条において同じ。）である届出者に限る。）

ホ 適格機関投資家の種別並びに第一項第二十三号イからハまでのいずれに該当するか別又は同項第二十四号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

ヘ 直近日において保有する有価証券の残高（第一項第二十三号イ若しくはロ又は同項第二十四号イ若しくはロに該当する場合に限る。）

ト 資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画の提出日並びに当該資産流動化計画に記載された有価証券の種類及び価額（第一項二十三号ハに該当する場合に限る。）

4・5 (略)

6 第三項の規定により届出を行った者は、前項に規定する適格機関投資家に該当することとなる期間において、当該届出に係る事項（第三項第一号イ若しくはハ、第二号イ若しくはハ又は第三号イ、ハ若しくはトに掲げる事項に限る。）に変更があった場合には、遅滞なく、書面によりその旨を金融庁長官に届け出なければならない。

7～12 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

ニ 第十一項に規定する代理する権限を有する者の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所（非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下この条において同じ。）である届出者に限る。）

ホ 適格機関投資家の種別並びに第一項第二十三号イからロまでのいずれに該当するか別又は同項第二十四号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

ヘ 直近日において保有する有価証券の残高

(新設)

4・5 (略)

6 第三項の規定により届出を行った者は、前項に規定する適格機関投資家に該当することとなる期間において、当該届出に係る事項（第三項第一号イ若しくはハ、第二号イ若しくはハ又は第三号イ若しくはハに掲げる事項に限る。）に変更があった場合には、遅滞なく、書面によりその旨を金融庁長官に届け出なければならない。

7～12 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第十一条 (略)

2 令第一条の四第三号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券(特定社債券並びに法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券、同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び令第二条の八に規定する社会医療法人債券を含む。以下同じ。)及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの(新株予約権付社債券等(新株予約権付社債券並びに資産流動化法に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下同じ。)、振替社債等(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。))法第六十六条に規定する振替社債、社債等振替法第一百五十五条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号を除く。))に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債、社債等振替法第一百七十七条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号を除く。))に規定する保険業法に規定する相互会社の社債、社債等振替法第一百八条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号を除く。))に規定する資産流動化法に規定する特定社債及び社債等振替法第二百二十条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号を除く。))に規定する特別法人債(社会医療法人債券に表示されるべき権利に限る。))をいう

第十一条 (略)

2 令第一条の四第三号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券(特定社債券並びに法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券、同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び令第二条の八に規定する社会医療法人債券を含む。以下同じ。)及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの(新株予約権付社債券等(新株予約権付社債券並びに資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。))に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下同じ。))、振替社債等(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。))第六十六条に規定する振替社債、社債等振替法第一百五十五条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号を除く。))に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債、社債等振替法第一百七十七条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号を除く。))に規定する保険業法に規定する相互会社の社債、社債等振替法第一百八条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号を除く。))に規定する資産流動化法に規定する特定社債及び社債等振替法第二百二十条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号を除く。))に規定する

。以下この条及び第十三条において同じ。）、社債等振替法第百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利（以下「振替外債」という。）及び法第二十一条第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。以下この号において「普通社債券等」という。

イ・ロ（略）

二〇四（略）

三〇八（略）

（特定投資家の範囲）

第二十三条 法第二十一条第四号に規定する内閣府令で定める法人は次に掲げるものとする。

一〇六（略）

七 特定目的会社

八〇一（略）

特別法人債（社会医療法人債券に表示されるべき権利に限る。）をいう。以下この条及び第十三条において同じ。）、社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利（以下「振替外債」という。）及び法第二十一条第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。以下この号において「普通社債券等」という。） 次のいずれかに該当する場合

イ・ロ（略）

二〇四（略）

三〇八（略）

（特定投資家の範囲）

第二十三条 法第二十一条第四号に規定する内閣府令で定める法人は次に掲げるものとする。

一〇六（略）

七 資産流動化法第二条第三項に規定する特定目的会社

八〇一（略）